

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 2 月 4 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8612 札幌市中央区大通西 2 丁目 9

札幌市中央区保健福祉部保健福祉課地域福祉係 電話011-205-3301 FAX011-231-2346

メールアドレス chuo-hokenfukushi@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 令和 7 年度 中央区保健福祉部複写サービス業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 複写品 1 枚あたりの単価で行う。入札書に記載する入札金額は 1 円未満 3 桁まで記載しても良いこととする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、小数点第 4 位以下の端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、「業種」が大分類「一般サービス業」、中分類「速記・筆耕・複写業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等を有し、故障等が発生した場合、直ちに技術員を派遣することができる者であること。
- (7) 告示日を起点とした過去 2 年間に於いて、本市その他の官公庁で当業務と同種又は類似の履行実績を有し、本告示に示した物品等の提供が十分に可能な者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記 1 に同じ
なお、入札説明書の交付期間は、この告示の日から入札日の前日までの 8 時 45 分から 17 時 15 分までとし（土曜日、日曜日及び休日を除く。）、札幌市中央区ホームページの以下 URL からダウンロードすることができる。
<https://www.city.sapporo.jp/chuo/keiyaku/ippankyousou/r6/20250204/index.html>
- (3) 入札書の受領期限
令和 7 年 2 月 18 日（火）17 時 00 分（送付による場合は必着）
- (4) 開札の日時及び場所
令和 7 年 2 月 19 日（水）10 時 00 分
中央区役所仮庁舎 2-B 会議室

(4) 入札書の提出方法

別紙1の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、仕様書で示した年間複写予定枚数に契約単価を乗じて得た金額に相当する額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札保留の上、下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に掲げる競争入札参加を有することを証する書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 上記イの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) 詳細は入札説明書による。